

広島県告示第百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
船越四丁目十五地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市安芸区								市・区
船越四丁目								町
								大字
								字
二七八番地先	八四三番一地先	八四五番	八四一番	八六七番一	八三七番	八三四番	八三二番二	地番
市道敷	市道敷	標柱二号	標柱四号	標柱五号及び六号	標柱七号	標柱八号及び九号	標柱一〇号	標柱番号
市道敷	市道敷	標柱一号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号及び六号	標柱七号	標柱番号